

○ 木造建築物の建築確認申請書等
への壁量計算書添付について

建 第 8 2 2 号
平成 7 年 12 月 8 日

(社)静岡県建築士会長
(社)静岡県建築士事務所協会 会長 様
(社)新日本建築家協会東海支部静岡部長

静岡県都市住宅部長

日頃、建築行政に多大な御協力をいただき有難うございます。

さて、建築基準法では、小規模の木造建築物等について、建築士の能力を信頼し構造計算書等の添付を免除しておりますが、これは構造計算そのものを免除しているものではないことはご存じのとおりであります。しかしながら、最近、壁量の不足している木造建築物が見受けられます。

そこで、県では、阪神淡路大震災での木造建築物の被災の教訓を踏まえ、想定される東海地震から県民の生命・財産の安全確保を図るため、木造建築物の建築確認申請書(都市計画区域外にあっては建築工事届)への壁量計算書の添付指導を下記により実施することと致しました。

つきましては、貴会員に対して今一度建築士の責務を自覚させるとともに、上記指導について周知方お願いします。また、貴会員に対し、設計を依頼された時には建築主等に構造計算の結果についても充分なる説明をされるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 対象建築物
階数が 2 以上又は延べ面積が 50 m²を越えるもの。
- 2 対象地域
静岡県全域
- 3 添付指導の開始時期
平成 8 年 1 月 1 日からとする。(市町村受付日)